

## 沖縄市循環バス専用回数券の販売に関する取扱要領

令和2年7月13日決裁

改正 令和2年8月24日

改正 令和8年5月 8日

(適用範囲)

第1条 この要領は、沖縄市循環バス専用回数券（以下、「回数券」という。）の販売について定める。

(券種)

第2条 発行する回数券は、次のとおりとする。

- (1) 200円券（1単位 11枚綴り）
- (2) 100円券（1単位 11枚綴り）
- (3) 50円券（1単位 11枚綴り）

(販売)

第3条 回数券の販売は、沖縄市 建設部 都市整備室 都市交通課にておこなう。

(販売の単位)

第4条 回数券は、200円券1単位を2,000円、100円券1単位を1,000円、50円券1単位を500円で販売し、単位以外での販売はしない。

(再発行)

第5条 販売した回数券は、再発行しない。

(払い戻し)

第6条 販売した回数券の払い戻しについては、次の各号すべてに該当する場合に限り払い戻しを認める。

- (1) 1単位未使用かつ傷汚れ等がない場合
- (2) 払い戻ししなければならないやむを得ない事情がある場合

(複製・転売の禁止)

第7条 販売した回数券は、複製・転売を禁止する。

(有効期限)

第8条 回数券の有効期限は設けない。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

この要領は、令和8年5月8日から施行する。